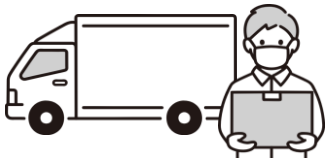
令和9年4月から紙おむつ・尿取りパッドの
支給方法が変わります

紙おむつ・尿取りパッドは「おむつ券」での支給になります

●大きく変わる2つのポイント

①支給方法の変更

令和9年3月まで



業者がご自宅へ配達

令和9年3月まで配達

令和9年4月から
おむつ券へ

令和9年4月から



おむつ券でお店で購入

～「おむつ券」の受け取り方法について～

- 介護者もしくは代理人の方に窓口にてお渡しします。（郵送対応は原則不可。）
- ご本人確認書類及び介護福祉課から送付する通知書が必要です。
- 代理人の場合は介護者からの委任状も別途必要となります。

②支給月の変更

令和9年度の支給分より、支給月を9月と3月から、4月と10月に変更します。
（現況届の提出時期は、これまで通り8月と2月から変更はありません。）

これまで		これから	
上半期	下半期	上半期	下半期
9月支給	3月支給	4月支給	10月支給
8月の現況届 ▼ 4月～9月の在宅期間を確認	2月の現況届 ▼ 10月～3月の在宅期間を確認	2月の現況届 ▼ 10月～3月の在宅期間を確認	8月の現況届 ▼ 4月～9月の在宅期間を確認

移行期間となる今年度につきましては、9月と3月に現物配達での支給を行った上で、令和9年4月に「おむつ券」での支給を行います。

裏面も御覧ください。

紙おむつ支給事業の支給要件

介護者

■ 新居浜市に住所を有し、実際に居住して月の半分以上の日数を在宅で介護している

■ 介護保険の利用者負担が3割負担に相当する所得基準に満たない
（「介護者の合計所得金額が220万未満」又は、
「介護者の年金収入＋年金以外の合計所得金額が340万未満」）

■ 世帯全員が介護保険制度の保険給付の制限対象者でない

介護を受けている方

■ 新居浜市に住所を有し、月の半分以上の日数を在宅で介護者から介護を受けている

■ 要介護4または5

■ 住民税が非課税

■ 世帯全員が介護保険制度の保険給付の制限対象者でない

紙おむつ支給事業の申請について

●現在、本事業の対象者となっている方

⇒おむつ券の申請は**不要**です。

●現在、本事業の対象者となっていない方が、新たにおむつ券の支給を希望する場合

⇒おむつ券の申請が**必要**です。

新居浜市役所1階　介護福祉課へお越しください。

（対象となるのは御申請いただいた月の翌月分からです。ご注意ください。）

●おむつ券の支給を辞退される方は3月中旬までに介護福祉課へご連絡ください。





ご不明な点は、お気軽にご相談ください。

新居浜市役所　1階⑬窓口　介護福祉課　高齢福祉係
〒792-8585　新居浜市一宮町一丁目5番1号
TEL　（0897）65-1241　FAX（0897）37-3844